

令和6年度第1回埼玉県森林審議会

議 事 録

開催日 令和6年11月15日(金)
場 所 埼玉会館7B会議室

1 審議会の開催日時及び場所

(1) 日 時

令和6年11月15日(金) 10:00～12:00

(2) 場 所

埼玉会館7B会議室

2 議 事

報告事項 「埼玉県の森林・林業に係る施策について」

諮問事項 「林地開発行為の変更許可について」

3 審議会委員の出欠

(1) 出席委員(10名)

安嶋 博志

井上 健次

内田 潔

大萱 直花

坂本 幸 (WEB)

柴田 晋吾

野辺 香織

福森 秀臣

牧野 唯

松村 一郎

(2) 欠席委員(5名)

岩谷 美苗

千島真由美

福田 晃

森 真太郎

山下 詠子

4 審議会の経過

(1) 事務局が開会を宣言 (10:00)

(2) 委嘱状交付

竹詰副部長が知事に代わり委嘱状を交付

(3) 副部長あいさつ

竹詰副部長あいさつ

(4) 埼玉県森林審議会の概要について

(5) 委員紹介

(6) 審議会成立の報告

委員 10 名が出席し委員総数 15 名の過半数に達したため、埼玉県森林審議会規則第 3 条第 2 項に基づき、事務局が審議会の成立を報告

(7) 会長選出

森林法第 71 条第 1 項に基づく委員の互選により、柴田晋吾委員を会長に選出した

(8) 議事録署名人の指名

柴田議長が、内田委員と坂本委員を議事録署名人に指名し、承認された

(9) 傍聴者確認

傍聴者 2 名。埼玉県森林審議会規則第 5 条を確認し、審議会を公開とした

(10) 議事

ア (1) 報告事項「埼玉県の森林・林業に係る施策について」

(資料 1 報告事項「埼玉県の森林・林業に係る施策について」を事務局の鈴木森づくり課長から説明。)

イ (2) 諮問事項「林地開発行為の変更許可について」

(資料 2 諮問事項「林地開発許可制度について」、資料 3 諮問事項「林地開行為の変更許可について【概要版】」及び資料 4 諮問事項「林地開行為

の変更許可について」を森づくり課内野主幹から説明。)

(11) 審議概要

ア (1) 報告事項について

新任の委員に向け、森づくり課での施策について説明した。

イ (2) 諮問事項に対する答申の内容

審議の結果、「林地開発行為の変更許可について」は、「やむを得ない」旨の答申を得た。

(12) 議事録

以下議事内容

<報告事項「埼玉県の森林・林業に係る施策について」>

(○鈴木課長から資料1について説明)

<委員から報告事項について質疑等>

○大萱委員

森林の循環利用推進の人材育成について、林業技術者研修の修了生 55 名の就職先と現在も仕事を続けられているのかどうか、わかれば教えてください。

○鈴木森づくり課長

受講された 55 名の多くの方が、森林組合には限らないけれど、何らかの形でこの業界に残っています。

ただ、この業界は離職率も非常に多くて、入ったけれども 1 年 2 年でやめてしまう状況もございました。その先の追跡調査はしづらいのですが、かなり多くの方が別の会社に移ったり、違う形でも林業に関わっています。

ただ、受講を受けたときにもうすでに年齢の高い方で就職できなかった方もいます。そういった方については、今後林業を応援する意識を持っていただくということで、この事業は有効と考えています。

○内田委員

個人の小規模な森林を持っている方が多く、かつ木材の値段が下がって不採算なため、意欲をなくしているという説明があった。森林環境譲与税について、そういうやる気をなくした方たちの森林を買い取るという形の使い方はありえないのでしょうか。

○鈴木森づくり課長

もともと森林環境譲与税の使い道は、森林経営管理制度という、個人では管理しきれない森林を市町村がまとめて、その中で経営ができる森林は事業体に経営を任せる、経営が立ち行かない不採算になってしまふところは環境譲与税を使って市町村が森林整備を進めるという制度です。環境譲与税を使って公有林化を進めている自治体もあるので、自治体の判断によってはできる。と考えています。

○内田委員

緑のトラスト財団のような組織が、小規模の森林を買い取って、市民・ボランティアへ提供するようなやり方もあると思います。

○鈴木森づくり課長

ありがとうございます。

○井上委員

関東町村会あるいは全国町村会でも話が出ていますが、森林環境譲与税について人口割の関係に見直しがありました。ただ、まだいわゆる森林を持っている地域への配分割合が少ない。税を徴収する関係から人口割というのでも理解できるが、大きな額が交付されても森林がないので効果的に使われてない。県の方でマッチングの関係も進めているが、なかなかマッチングがうまくいってない。人口割、森林の面積割の関係については絶えず見直しをお願いをしたい。

それから、住宅関係の補助について、資材費・人件費が上がっている中で、最大 34 万円という金額は大変少ないと思います。工務店さんとともに、県内産の木を使っていたきたいという、しっかりとした流れを作っていただいて、さらに補助金額の関係等も増額をしていただきたい。

○鈴木森づくり課長

森林環境譲与税の人口割、森林割の見直しは、今年見直されたばかりですので、様子を見る必要があります。各自治体の方で使って、まだ森林整備に関する予算が不足ということであれ

ば、再度見直しを求めることもあります。

都市部の森林環境譲与税を山側の市町村の森林整備を充てるためのマッチングにつきまして、令和5年度に2件、令和6年に1件協定締結させていただき、年度内にさらに協定が締結できます。なかなか進捗が思わしくないところですが、1つ事例ができるとうちもやってみようかなという感じに変わってきたのかと考えています。

さらにさいたま市については、山側にとっては一番の支援して欲しい団体だと思いますので、そこは強く呼びかけていきたい。さいたま市もかねてからその考えは全くないわけではないので、我々としてもストーリー性などいろいろ情報提供しながら進めていきたいと思っています。

最後に住宅補助ですが、労務費や輸入している材料がかなり高騰していて、木材にかかる費用は実はそんなに高くない。そういった中でその部分を木材を利用したことで負担するというのは疑問がありますが、県産材を使うのに34万円が適正なのかというのは検討していかなければ、と考えています。

いずれにしても、この住宅活用の補助は今年も既に7割、8割埋まっている状況あり、使いづらいつということではないのかなとは考えています。

○柴田議長

さいたま市の使用実績、活用実績はどうですか。県を越えたマッチングってというのはあり得ますか。

○鈴木森づくり課長

さいたま市の使用実績は約50%です。

○柴田議長

森林を持ってないですから、用途は普及啓発、木材利用とかが主ですか。県を越えたマッチングについてはどうでしょう。

○鈴木森づくり課長

県を越えたものの実績としては、いち早く豊島区と秩父市で協定締結しています。逆に、上尾市や蕨市が群馬県片品村と協定を締結しています。日本の森林を守るという意味で言えば、どこの自治体の森林を応援しても良いと思いますが、我々としては埼玉県を良くしていきたいですから、県内、さらに川で繋がっている東京とのストーリーで県外においても進めていく必要があると感じています。

○井上委員

毛呂山町では間伐材を使った木製のベンチや、生ごみを堆肥化する『キエーロ』というものを作り、環境譲与税の用途として都市部の方にお話しています。さいたま市の金額は大きいので、1市1町ではなく幾つもの町とバランスをとったマッチングをお願いします。

○牧野委員

まちをつなぐサポートセンターは市町村のための窓口であって、民間のNPOとかの団体の窓口はまた別に設けられているのか、どのようなアクセスの仕方、森林環境譲与税への関与の仕方があるのか、今一つわからないのでお願いします。

○鈴木森づくり課長

まちをつなぐサポートセンター自体は都市部の市町と山側の市町村をつなぐ役割がメインです。NPO法人につきましては、森林整備をするのに支援が欲しいとか、森林環境譲与税がそういうのに使えるかというような話でしょうか。

○牧野委員

建築の木質化や工務店への支援、県産木材を入手するための具体的なサポートの窓口がありますか。

○鈴木森づくり課長

県産木材をどこで入手したらよいか分からない。というお話で宜しいでしょうか。

県産木材がなかなか供給量拡大できない、普及が進まない問題点が、そこにあると我々も感じています。使いたい時に、使いたい量、使いたい品質、この3つが揃っていないと競争で勝てない。他の国産材、輸入材に負けてしまうこともあります。今後はそこに対して競争力を高めていかなければならない。

今まさに、こういった新たな流通ルートを進めるべく、協議会を立ち上げて、関係者の皆様方に意見をいただきながら進めているところです。これが立ち上がると、県産木材が欲しいという情報が入れば、そこからすぐ供給できるようなシステムができるよう目指しています。

○牧野委員

越谷市と小鹿野町の連携の環境教育については、具体的にどのようなことを取り組まれるのでしょうか。

○鈴木森づくり課長

小鹿野町さんと越谷市については、ちょうど明日、協定を締結して最初のイベントがございます。越谷市長さんも現地に行かれますが、実際に市民の方が山に入って体験をしながら学習する。というようなことを伺っています。

○柴田議長

マッチングについて、マッチングの要、どういうふうにマッチングを作るかという方針のようなものはあるんですか。

○鈴木森づくり課長

まずは、都市部と山側、それぞれ要望を聞きまして、同じようなことを考えている、要望がマッチしているものを県の方で合わせていきます。

○柴田議長

やはり上流・下流の受益者負担みたいな考えだと非常にわかりやすい。

必ずしもそれで解決するわけでもないですが、本当はそういう森林サービスの受益関係があるのが望ましく、或いは歴史的な関係や相互の交流とか、それを見つけるのは難しいです。先ほどの説明で県内で繋がっているのは、もともとの防災協定があるとか、そういう経緯でできている。それを超えた繋がりを我々も探っていきたい。

<諮問事項「林地開発許可制度について」>

(○森づくり課内野主幹から資料1について説明)

<諮問事項「林地開発行為の変更許可について」>

(○森づくり課内野主幹から資料2、資料3について説明)

<委員から報告事項について質疑等>

○福森委員

造成森林について、良好な生育とは言えないのではないかと。特に小段に植えた高木類もいつ植えたのか不明ですが、ぽつぽつとしか残ってない。法面がエロージョンで、流亡されているというところが見受けられる。行政側で現地を見て指導されていますか。

開発行為の目的にもある、建設発生土の受入れについて、解体した後のアスベスト等が混入するケースが多いので、行政の責任として条件に一文入れてはどうかでしょうか。

○柴田議長

植林にして回復することになっているエリアは、どのぐらいあるのでしょうか。

また、元の植生は何だったのか。そこをどんな樹種で回復しようとしているのかもお願いします。

○内野主幹

植栽等の計画ですが、造成森林、造成緑地等が予定の場所です。

緑化後も(スライドで複数箇所を示して)こちらは回復してきています。緑化については、まだ開発中ですので、完了時に不成績なところは事業者がやり直します。

また、林地開発許可の中で「残置森林等保全管理確約書」を貰っており、その中で「植生が定着していないと判断された場合には再度緑化の措置を行います」という確約をいただいておりますので、開発行為完了後も状況が良くなければ手直し等の指示ができるようになっています。

元の樹種は主にスギ・ヒノキでした。コナラ等を植える予定です。植える際には、小段を一度、1メートル程度深く掘って、客土して植えるという形で植栽します。

土砂の方については、許可条件に標準的に「開発行為から土砂を搬入する場合は、汚染された土壌を持ち込まない。なお、土壌汚染対策法に基づく調査を実施した場合は、指定基準内であることを証する書類を施工状況報告書に添付すること」と記載しています。また、様式12条及び同条別紙で、開発区域外から土砂を入れた場合には、どこから、どのぐらい入れたのかを報告するよう定め、把握するようになっています。

○福森委員

今回拡大される事業区域と残置森林の面積の関係について数値を確認したい。

○内野主幹

既存計画分の残置森林の減について、変更前の計画で16.0441ヘクタールでした。このうち、今回開発される森林区域が広がるのが1.5781ヘクタールで、残置森林が減する部分です。

逆に事業計画地の拡大する面積0.3519ヘクタール、こちらすべて残置森林なので残置森林が増えます。

そうすると最終的に残置森林の面積が14.8179ヘクタールになるという計算です。

○福森委員

概要資料の右側の百分率は、変更後の数字ですよ。変更前の数値が入っていればよかった

のですが、変更前はどうかだったのですか。

○内野主幹

これは変更後の数字になります。

変更前の残置森林は先ほど言いました 16.0420 ヘクタールで、当時の開発区域が 57.832 ヘクタールなので、残置森林率は 27.7%でした。それが 25.5%に減ります。

○福森委員

わかりました。残置森林率の規定のない採石事業で 25%を確保したという姿勢は立派だと思います。規則上は問題ないが、25%を切った場合に行政として何か議論があるのかなと思った次第です。

○柴田議長。

水質検査等で仮に問題が出てきたときはどういう対応されるのですか。

○内野主幹

水質検査は、地元との協定等で近隣の井戸水を 3ヶ月に 1回検査しております。また残土の埋立てをしているところも随時水質検査を実施しています。

問題があった場合は、開発行為は一時中断させ、水質の所管をしております環境管理事務所や地元市町村等にすぐに報告して、共同して対応します。

○牧野委員

「環境を著しく悪化させるおそれ」について、事業計画で粉じんなどの対策として降下ばいじんの測定をする。とありますが、測定した結果をどこかへ報告するとか、評価する仕組みがありますか。

○内野主幹

報告については、特に協定書にも記載されていませんが、地元との協定の中で実施するとしているものですので、異常値が発生した場合には、当然、地元市町村や私ども、ばいじんを所管している環境管理事務所の方にも報告されなければならないものであり、そのように指導していきます。

○柴田議長

他にご意見、ご質問ないようですので、この諮問事項につきましては概ね適当と思われるので、林地開発行為の変更許可についてはやむを得ない旨の答申を行いたいと存じます。なお知事への答申文の作成につきましても、私に一任を願いたいと存じますが、いかがでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○柴田議長

どうもありがとうございます。

そのようにさせていただきます。

以上をもちまして本日の審議を終了したいと思います。長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。

これで議長の任を解かせていただきます。